

■ Roadコンサルティングからの人材育成・人材支援情報

自社の理解を深める

「カスタマージャーニーワークショップ」を実施しました



「自社の理解を深める
「カスタマージャーニーワークショップ」
を実施しました」

ー 社労士オフィスろど事務所日記 ー

A		A100									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

Roadの鈴木智香です。今回は先日社内内で実施した「カスタマージャーニーワークショップ」を通して整理できたことを、ご紹介させていただきます。

<カスタマージャーニーワークショップとは？>

カスタマージャーニーワークショップとは、お客様が商品やサービスを認知してから、購入・再購入にいたるまでのあらゆる行動をお客様視点で思考・想像するためのマーケティングツールのことをいいます。

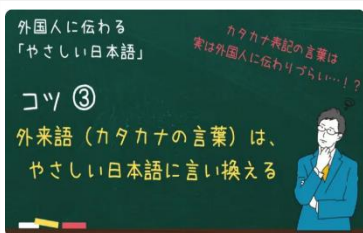
今回のワークショップは、既存のお客様の満足度を高め、新たなお客様を獲得するための適切なマーケティング活動（アプローチ方法）を導き出すことを目的に実施いたしました。

実施に当たって、当社のwebサイトを管理してくれている株式会社フロントワークの佐々木恵様にもご協力いただきました。

詳しくはこちら <https://office-road.jp/blog/dialy/4626/>

今日からできる！外国人とコミュニケーションをとるコツ

～③「外来語（カタカナの言葉）はやさしい日本語に言い換える～」



【外来語 → やさしい日本語 変換問題】

番号	外来語	言い換え案	やさしい日本語
1	キャンセル	中止	～を やめます。
2	キャンセルサービス	?	?
3	プール	?	?
4	ポジティブ	?	?
5	ジュエル	?	?
6	プレゼンテーション	?	?

新米日本語教師の大竹岳です！富士山メソッドプロジェクトの担当者として、外国人の方々の生活サポートや日本語指導、外国人が働く企業のサポートをさせていただいております。

今回も、急増中の在留外国人の方々とコミュニケーションを円滑にする言語・手法として注目される「やさしい日本語」をもとにしながら、今日からできる簡単なコツ第3弾をご紹介させていただきます。

<コツ③「外来語」は、やさしい日本語に言い換える>

「外来語」（カタカナ表記の言葉）がすべて英語というわけではありませぬし、原型とは異なった形で日本中に普及し、英語が語源にも関わらず日本人にしか伝わらない外来語もあります。

今回は以下内容についての情報を提供させていただきました。

- そもそも「外来語」とは？
- 日本にいる外国人の76%は「やさしい日本語」での情報発信を希望している
- 外来語をどうやって外国人に伝えればいい？

詳しくはこちら <https://fujisan-method.jp/info/1085/>

「人間学の実践者から人間学を学ぼう！」常葉大学

サッカー部 第12回キャリア研修会レポート



Roadの大道桂三です。5月27日（月）にサッカー部員約40名を対象に「第12回キャリア研修会」を実施いたしました。

<キャリア講話>

キャリア講話では、会社で大切にされている考え方をテーマに、(株)岩瀬運輸機工の遠藤社長・岩瀬副社長に講話をしていただきました。今日の岩瀬運輸機工様があるのは、挨拶と掃除を欠かさず実践してきたから。仕事でいく売り上げたのかにフォーカスすることが多いですが、遠藤社長は、挨拶と掃除を欠かさず行い、心を綺麗にすることが良い仕事に繋がっているという考えを大切にされているというお話を学生にさせていただきました。

<『致知』を用いた感想文発表会>

感想文発表会では事前に用意した記事を読み、感じたことを感想文に記入し、3～4人1組のグループに分け、感想文を発表する内容で進行了。記事の内容は「倦まず弛まず」がテーマでした。

詳しくはこちら <https://road-consulting.jp/information/1935/>

「あっぱれ富士」のよさこい総踊りに参加しました！

富士山メソッドプロジェクト 4月レクリエーション



富士山メソッドプロジェクトでは、働く外国人の皆さんが、楽しみながら日本の文化を知り、地域の皆様と交流することができるようなレクリエーションを毎月企画・実施しています。

<4月レクリエーションの内容>

今回のレクリエーションは、富士市の伝統的な祭り「あっぱれ富士」に参加をして、大会運営スタッフの方と協力してボランティア活動をした後、よさこいを一緒に踊りました。

今月は総勢30名（ミャンマー人技能実習生17名、スリランカ人技能実習生2名、FMPスタッフ11名）でレクリエーションを実施することができました。

<4月レクリエーションの様子>

午前はあっぱれ富士のスタッフの方々と協力して、よさこいを踊るチームの誘導や、水のお渡し、募金活動等を行いました。

午後は地域の方々に踊りを教えてもらい、一緒に総踊りに参加しました。技能実習生の皆さんは1日お祭りを楽み、またボランティアや総踊り参加を通して大きな達成感をえた様子でした。

詳しくはこちら <https://fujisan-method.jp/report/1112/>



■ 社労士オフィスろーどからの労務情報

令和6年6月から「定額減税」が実施されます

物価高騰による家計負担を軽減するために、納税者とその家族を対象に、1名あたり4万円（所得税3万円／住民税1万円）減税する国の取り組みが、令和6年の6月から実施されます。

<定額減税の対象者>

- 納税者
→年収が103万円を超えている場合は、配偶者がいらっやっても、ご本人様の収入が定額減税の対象となります。
 - 納税者の「同一生計配偶者」または「扶養家族」
→同一生計配偶者」または「扶養家族」も、1名あたり4万円が減税されます。
- 例）4人家族（納税者・配偶者・子2名）→合計16万円 減税

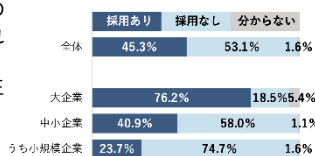
<定額減税の方法>

令和6年6月1日以降に支給される給与から天引きされる「所得税」と「住民税」を減額していきます。
6月1日以降に支給される給与明細書には、所得税の減税額を明記することが義務づけられておりますので、ご注意ください。

2024年度入社における新卒採用の採用状況

帝国データバンクが2024年4月18日に公表した調査によると、2024年度入社における新卒社員の採用状況は「採用あり」45.3%、「採用なし」が53.1%となっています。これを規模別に「採用あり」の割合をみると、「大企業」は76.2%と全体を約30ポイント上回った一方で「中小企業」は40.9%、「小規模企業」は23.7%となっており、企業規模別の差が大きいことがわかります。中小企業からは、大企業との賃上げ格差が拡大し、人材の確保が一段と困難になっているとの声が挙がっていることも調査で示されております。
中小企業には、賃上げ実施のための生産性向上や人材確保のための施策が、より一層求められる現状になっています。

2024年度 新卒社員の採用状況



【帝国データバンク 2024年度賃上げ実績と初任給の実態アンケート】

<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p240408.pdf>

人材開発支援助成金「人材育成支援コース」のご紹介

4月に新入社員を迎え、人材育成を実施されている企業様も多いことと思います。「人材開発支援助成金」は、事業主が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練（研修受講等）を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

その中でも「人材育成支援コース」は、10時間以上のOFF-JTや、OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を実施すると助成金の支給対象となる、訓練を実施した際に幅広く活用することができるコースです。活用を検討されたい企業様はお問い合わせください。

【「人材育成支援コース」のご案内（パンフレット）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001238070.pdf>

ハラスメント研修のご案内

4月に新年度を迎え、新たなスタートを切られた企業様も多いかと思えます。その中で多くの企業様が良い職場づくりへの取組を強化していることと思います。当社ではハラスメント研修を提供しております。「パワハラ」「モラハラ」「セクハラ」等、事業所ごとに抱えている課題に合わせて、内容をカスタマイズすることが可能です。お時間は60分～90分程度をお勧めしています。お気軽にご相談ください。

■令和6年 実施実績

- ・ピジョンホームプロダクツ株式会社 様
- ・富士市ユニバーサル就労支援センター 様
- ・オグマ工業株式会社 様 他多数

詳しくは以下の実施レポートをご覧ください。

<https://road-consulting.jp/report/1580/>



社会保険料はどうやって決まるの？～社会保険労務士事務所が分かりやすく解説～

社労士オフィスろーどの川名です。
今回はお役立ち情報として、毎月給与から控除されている「社会保険料」がどのように決まるのかをご紹介します。



社会保険料は、主に「定時決定」と「随時改定」という方法で社会保険料が決まります。

■「定時決定」とは？

毎年1回、7月に算定基礎届を提出して社会保険料の見直しをすることです。
毎年4月・5月・6月の給与額をもとにして計算し、社会保険料の決定を行います。
毎月給与の改定や各手当の増加・減少・廃止などがあると、今までと同じ保険料では実際の給与の金額に見合った適正な社会保険料の金額とは言えなくなります。
このような不利益を解消するために、実態に見合った保険料の徴収を行うことを目的とした手続きです。

■「随時改定」とは？

基本給与や手当など毎月固定で支払われる賃金に大きな変動があった際、「定時決定」よりも前に月額変更届を提出して、社会保険料の見直しを行う手続きです。

【ブログの詳細はこちらよりご覧ください】 <https://office-road.jp/blog/useful-blog/4617/>



社会保険料ってどうやって決まるの？

～社会保険労務士事務所がわかりやすく解説～



今日も歩きたくなる道づくり

社労士オフィスろーど

〒416-0907 静岡県富士市中島416番地の4 <https://office-road.jp>

☎0545-88-2701 ☎0545-88-9959 ✉info@office-road.jp

